

承認第2号

専決処分事項の承認について（損害賠償の額の決定及び和解について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、「損害賠償の額の決定及び和解について」を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年5月28日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、職員の自動車事故における相手方の同乗者の損害賠償の額の決定及び和解について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したので、報告し承認を求める必要があるからである。



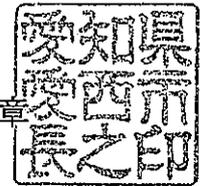
専決第7号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、
職員の自動車事故の損害賠償の額の決定及び和解について、別紙のとおり専
決処分する。

平成31年4月17日

愛西市長 日 永 貴



損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故による損害賠償の額を下記のとおり決定し、和解する。

記

1 和解の要旨

- (1) 本件事故に係る損害賠償の額1,621,663円とし、愛西市は、相手方に対し当該額を支払うものとする。
- (2) 愛西市及び相手方は、今後、本件事故に関する裁判上及び裁判外における、一切の異議の申立て及び請求をしないものとする。

2 事故の概要

- (1) 事故の発生日時 平成30年6月11日 午後2時45分頃
- (2) 事故の発生場所 愛知県津島市葉苺町字綿掛63番地先路線上
- (3) 事故の状況 愛西市の臨時職員()が公務のため市有自動車を運転し、立寄先の駐車場から出る際、安全確認が不十分であったため、停車中の相手方車両に接触し、同乗していた相手方を負傷させたもの

3 和解の相手方

■■■■■■■■■■ ■■■■■■